

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

皇宮警察副本部長  
関東管区警察局サイバー特別捜査隊長 殿  
警視庁関係各部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

庁内関係各課長  
警察大学校関係各部長  
科学警察研究所総務部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁刑企発第38号、丁生企発第403号  
丁組一発第311号、丁交企発第142号  
丁備企発第113号、丁外事発第128号  
丁備一発第91号、丁サ企発第50号  
令和5年6月23日  
警察庁刑事局刑事企画課長  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁警備局警備企画課長  
警察庁警備局外事情報部外事課長  
警察庁警備局警備運用部警備第一課長  
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

#### 捜査書類における被害者等の人定事項の記載省略について(通達)

被害者等の個人を特定させることとなる事項(以下「人定事項」という。)の捜査書類への記載については、現在、各都道府県警察において、各地方検察庁と協議の上、性犯罪事犯を中心に、人定事項を集約した捜査報告書を作成し、捜査書類ごとには記載しない取扱いを行っているものと承知している。

今般、法務省刑事局及び最高検察庁と協議した結果、被害者等の個人情報への配慮の観点から、下記のとおり、各対象事件について、人定事項を集約した捜査報告書を作成し、原則として、それ以外の捜査書類に氏名及び年齢を除く人定事項を記載しないこととしたので、各都道府県警察においては、各地方検察庁と協議の上、それぞれの実情に応じ、適切に対応されたい。

なお、本件については、最高検察庁からも別添の通知が発出されたので申し添える。

#### 記

##### 1 開始時期

各地方検察庁と協議の上で開始時期を決めること。

##### 2 対象事件

###### (1) 刑事事件について

微罪処分事件を除く全事件を対象とする。

###### (2) 少年事件について

全事件を対象とする(交通事件については(3)のとおり。)

###### (3) 交通事件について

基本書式を使用する事件を対象とする。

なお、各地方検察庁と協議して、(1)から(3)までの対象となる事件の拡充を段階的に進めることは差し支えない。

### 3 対象者

被害者及び犯罪捜査における関係者（被疑者及び共犯者を除く。以下「被害者等」という。）

### 4 対象捜査書類

#### (1) 刑事事件及び交通事件

検察庁に送致（付）する捜査書類を対象とする。

なお、各地方検察庁と協議して、対象となる捜査書類の拡充を段階的に進めることは差し支えない。

#### (2) 少年事件

検察庁に送致（付）する捜査書類のほか、少年法（昭和23年法律第168号）第41条に基づき家庭裁判所に直接送致（付）する捜査書類及び触法少年事件の調査書類も対象とする。

### 5 具体的作成要領

#### (1) 人定事項を集約した捜査報告書の作成

対象事件における被害者等の人定事項の一元化を図るため、被害者等の人定事項を集約した捜査報告書を作成し、その変更等があった場合には、その都度、変更した事項等を明らかにする捜査報告書を作成することとする。

具体的な人定事項を集約した捜査報告書の作成方法、書式等については、各地方検察庁と協議して決められたい。

#### (2) その他の捜査書類における被害者等の人定事項の記載省略

上記（1）記載の人定事項を集約した捜査報告書以外の捜査書類においては、犯罪を立証するため必要があると認められる場合を除き、人定事項のうち、氏名及び年齢を除く住居、職業（会社・学校名を含む。）、生年月日、電話番号、家族関係、使用車両、その他個人を特定させることとなる事項を記載しないこととする。

### 6 留意事項

#### (1) 被疑者が被害者等の人定事項を了知しているか否かにかかわらず、その取扱いについては、本通達によることとする。

#### (2) 人定事項を集約した捜査報告書以外の捜査書類に人定事項を記載したときは、訂正報告書等を作成する必要はなく、送致（付）を受けた地方検察庁において記載箇所が分かるようにするため、当該箇所に付箋を貼付するなどの措置を講じることとする。

また、犯罪を立証するため必要があると認めて人定事項を記載した場合も同様とする。

#### (3) 逮捕状請求書の被疑事実の要旨の記載に当たっては、「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」（平成31年3月25日付け警察庁丁刑企発第65号）により示達しているとおおり、犯罪事実を特定し、他の犯罪事実との識別が可能でなければならないことに十分留意しつつ、当該事案において再被害防止への配慮の必要性が高いかどうかを検討の上、その表記方法については、事案に応じて柔軟に検討することとしているが、本通達は、これらの措置

を妨げるものではない。

- (4) 本通達は、飽くまで捜査書類における氏名及び年齢以外の人定事項の記載を省略することを定めたものであることから、広報における被害者等の人定事項の取扱いに影響を与えるものではない。
- (5) 本通達により、必ずしも、公判等刑事手続において完全な秘匿が約束されるものではなく、マスキング等の秘匿措置が義務付けられるものではないことから、被害者等から自己の個人情報の取扱いについて尋ねられるなどした場合には、捜査書類上の人定事項が確実に秘匿されるといった誤解を与えるような対応をしないよう留意されたい。